

# 参考データ・資料

(2012年度の年度目標関係)

## 目次

I	平成24年度の経済見通し	P. 1
II	現在の雇用情勢	P. 2
III	若年者雇用対策	P. 3
IV	高齢者雇用対策	P. 7
V	ハローワークにおける求人確保対策	P. 9
VI	就職支援プログラム事業	P. 10
VII	マザーズハローワーク事業	P. 11
VIII	求職者支援制度	P. 12



# 平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度

平成24年1月24日閣議決定

## 平成24年度の経済見通し

○政府経済見通しにおける我が国の実質GDP成長率は、

平成23年度実績見込み ▲0.1%程度

平成24年度見通し 2.2%程度

である。

平成24年度の日本経済は、本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導する。世界経済については、欧州政府債務危機を主因とする世界の金融資本市場の動揺が、各国政府等の協調した政策努力により安定化することを前提とすると、主要国政府は減速から持ち直しに転じていくと期待される。これは、我が国の輸出や生産にとって望ましい環境をもたらしていくと考えられる。こうしたことから、我が国の景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

○景気が緩やかに回復する下で、雇用創出・下支えの政策効果が継続することから、雇用者数は緩やかな増加を続ける(対前年度比0.8%程度の増)。完全失業率は低下する(4.3%程度)。

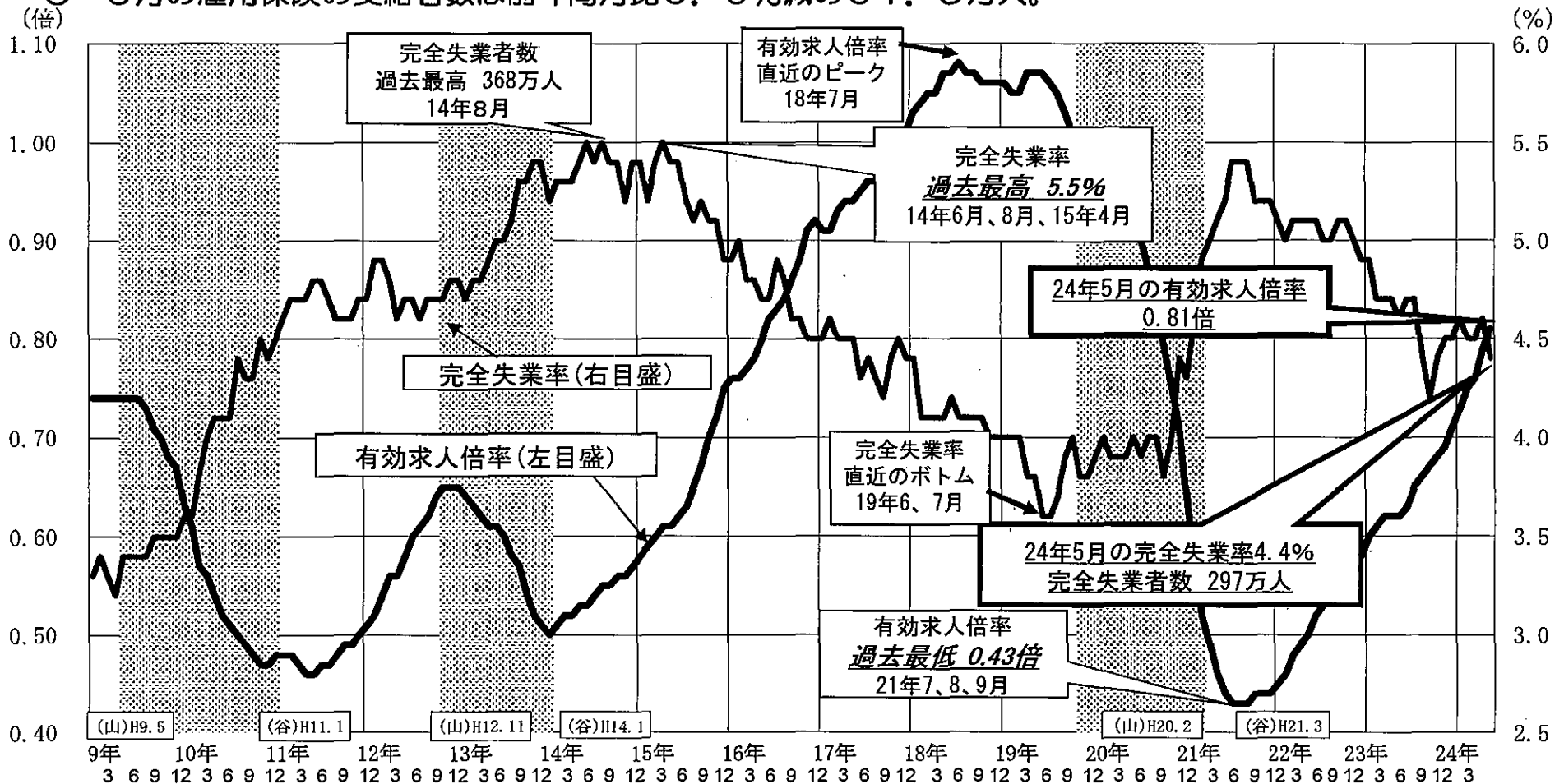
	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				平成22年度		平成23年度		平成24年度	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	479.2	470.1	479.6	1.1	3.1	▲1.9	▲0.1	2.0	2.2
民間最終消費支出	284.2	282.7	285.4	▲0.0	1.6	▲0.5	0.3	1.0	1.1
民間住宅	13.0	13.5	14.5	2.8	2.3	4.1	2.9	7.3	6.3
民間企業設備	62.1	61.0	64.2	2.1	3.5	▲1.7	▲1.1	5.2	5.1
民間在庫品増加 ( )内は寄与度	▲1.5	▲2.4	▲1.8	(0.8)	(0.8)	(▲0.2)	(▲0.2)	(0.1)	(0.1)
財貨・サービスの輸出 (控除)財貨・サービスの輸入	73.8 69.5	72.5 76.9	77.2 80.2	14.4 15.5	17.2 12.0	▲1.8 10.7	0.0 4.6	6.6 4.2	6.5 3.3
内需寄与度				1.1	2.4	▲0.1	0.6	1.7	1.8
民間寄与度				1.1	2.3	▲0.6	0.0	1.6	1.6
公需寄与度				0.0	0.1	0.8	0.8	0.1	0.2
外需寄与度				▲0.0	0.8	▲1.8	▲0.7	0.3	0.4
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,587	6,538	6,551		▲0.3		▲0.7		0.2
就業者数	6,257	6,243	6,269		▲0.1		▲0.2		0.4
雇用者数	5,469	5,474	5,518		0.2		0.1		0.8
完全失業率	5.0	4.5	4.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	8.9	▲1.9	6.1						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	0.7	1.9	0.7						
消費者物価指数・変化率	▲0.4	▲0.2	0.1						
GDPデフレーター・変化率	▲2.0	▲1.8	▲0.2						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	5.2	▲3.6	▲1.7						
貿易収支	6.5	▲1.6	0.1						
輸出	64.5	64.2	69.1		16.0		▲0.4		7.6
輸入	58.0	65.8	69.0		18.4		13.6		4.8
経常収支	16.1	9.9	12.2						
経常収支対名目GDP比	3.4	2.1	2.5						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 労働・雇用については岩手県、宮城県及び福島県を含む全国値。なお、平成22年度は、一定の仮定の下で内閣府が試算したもの。

# 現在の雇用情勢 -持ち直しているものの、依然として厳しい状況にある-

- 完全失業率は、5月は4.4%。
- 有効求人倍率は、5月は0.81倍と前月より0.02ポイント改善。
- ハローワークを訪れる事業主都合離職者（新規求職者数）は、前年同月比15.8%の減少。
- 日銀短観の雇用人員判断（「過剰」-「不足」）は、3月の雇用過剰感は弱まっている。  
（12月→3月 全産業：+2→+1 ※直近のピークは2009年3月の+23）
- 5月の雇用保険の受給者数は前年同月比6.0%減の61.8万人。



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

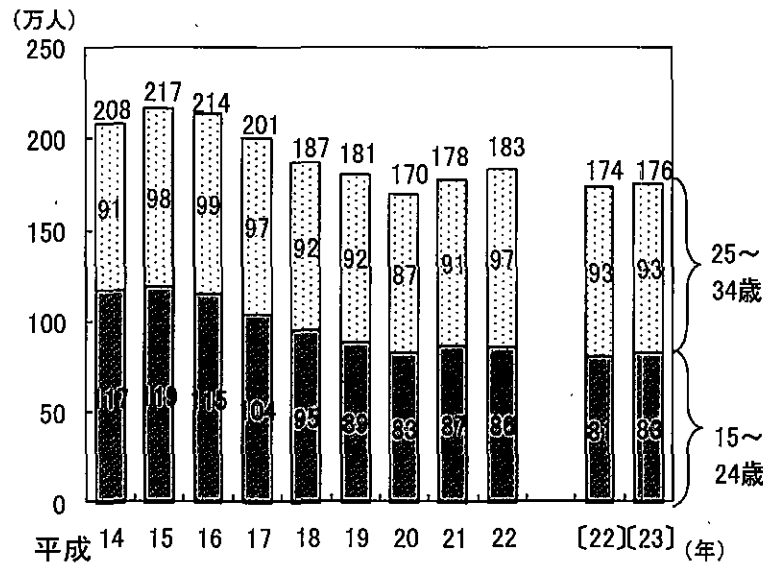
※シャドー部分は景気後退期、直近の景気の谷は暫定的に設定。

(注) 平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

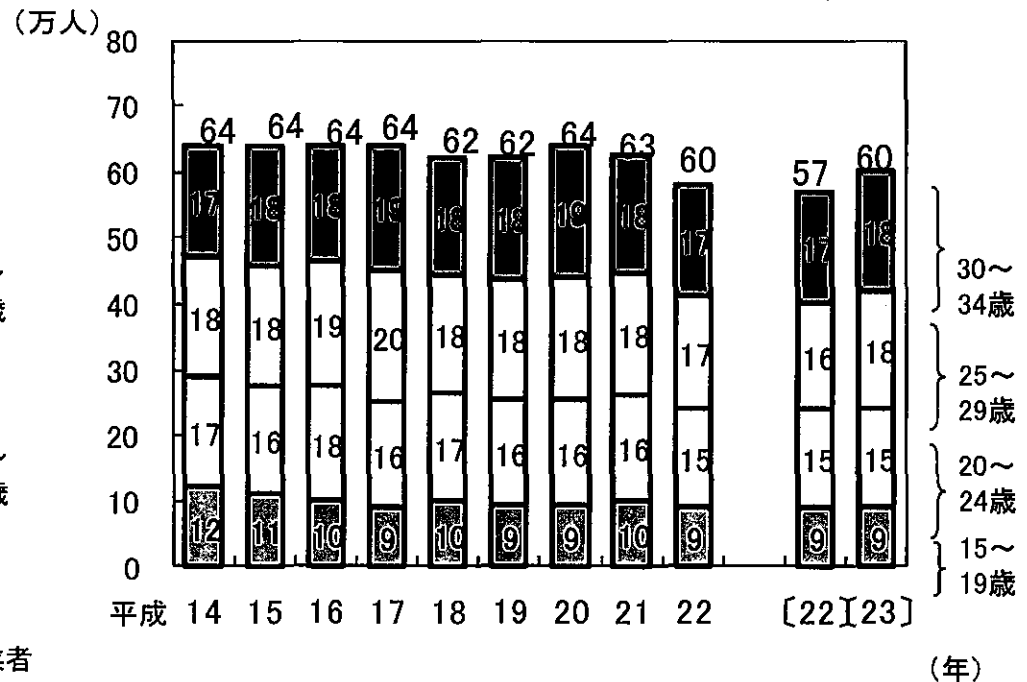
# フリーター・ニートの推移

- いわゆる「フリーター」の数は、217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少したものの、平成21年から増加に転じた。平成23年は176万人と、前年差2万人増(被災地を除く)。
- いわゆる「ニート」の数は、平成14年以降60万人台で推移。平成23年は60万人。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注1)「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

(注2)[ ]を付した平成22年及び23年のデータは、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注1)「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

(注2)[ ]を付した平成22年及び23年のデータは、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

フリーター等正規雇用化プラン（平成23年度）→平成24年度より若者ステップアッププログラムに移行

⇒ 約39.9万人<sup>(※1)</sup>の正規雇用<sup>(※2)</sup>を実現 [速報値<sup>3月末現在</sup>]  
(うちハローワーク紹介によるもの 約31.4万人(79%))

○ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援事業等 約25.0万人

全国のハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により、正規雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

○ジョブカフェにおける支援 約4.4万人

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称・ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。〔平成23年4月1日現在 46都道府県87カ所〕（40都道府県でハローワークを併設）

○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進 約5.2万人

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人4万円、最大3ヶ月）の活用や、年長フリーター等（25～39歳）を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万円）により、正規雇用化を促進。

○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供 約6.9万人

(注：訓練修了後3カ月経過時点の就職状況)

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

※1 各種事業の実績について重複調整を行った数値

※2 各種支援の実績は期間の定めのない雇用に限り

# ハローワークで新卒者の就職支援を進めています！

ハローワークでは、将来の日本を担う新卒者が安定した仕事に就けるよう、新卒者・既卒者の就職支援を進めています。

## 「ジョブサポーター」の抜本的増員によるきめ細かな支援

「ジョブサポーター」を抜本的に増員（※）、ハローワーク・新卒応援ハローワークで学校と連携したきめ細かな支援を行っています。

【就職者数】 平成22年度（平成22年9月～23年3月末） **59,903人**      平成23年度（平成24年3月末までの速報値） **163,133人**

※ 928人（平成22年度当初）→1,753人（経済対策（平成22年9月10日））→2,003人（緊急総合経済対策（平成22年10月8日））→2,103人（平成23年度一次補正）→2,203人（平成23年度三次補正）→2,300人（平成24年度）

### 【主な活動】

- 新卒者・既卒者向けの求人開拓（平成23年度（平成24年3月末まで）は**176,354人分**を開拓）
- 担当者制の個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
- 学校担当者制による、出張相談・就職支援セミナーなど学校のニーズに合わせた支援
- 職業適性検査や各種ガイダンス・セミナーなどの実施



【新卒応援ハローワークで相談】



【高校生を企業に引率】

### ○文部科学省・経済産業省との連携による「卒業前最後の集中支援」（平成22年度からの取組）

卒業が迫った年度末には、卒業までの就職を目標に、学校等の協力を得て新卒応援ハローワークやハローワークへの未内定者の誘導、ジョブサポーターによる電話等での来所の呼びかけ・来所者への個別支援、面接会の集中開催などを実施。

平成23年度は**38,971人**が就職（24年1～3月）

平成22年度は**33,286人**が就職（23年1～3月）、さらに卒業後も3か月以内の就職を目指し集中的に支援、6月末までに**19,815人**が就職。

### ○保護者への働きかけも進めています！

労働局等から学生・生徒の保護者に、就職をあきらめないこと、中小・中堅企業にも目を向けること、新卒応援ハローワークやハローワークを積極的に活用することなどを呼びかける啓発文書を送付。平成23年度（平成24年3月末まで）の送付件数は**181,906件**。

### ○「地域若者サポートステーション」との連携によるニート等の若者の就職支援に取り組んでいます！

就労準備ができたニートなどの若者を「地域若者サポートステーション」と連携し、ジョブサポーター等がケースワーク方式で支援。

# 新卒応援ハローワークの設置による学生・既卒者への就職支援の強化

各都道府県労働局に、「新卒応援ハローワーク」（学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワーク）を設置し、大卒就職ジョブサポーターによる全国ネットワークの就職支援を行う。

## 業務内容

学生および卒業後3年以内の既卒者等を対象に、以下の内容を実施。

### ① 大学等との連携による支援(大学担当者制の導入)

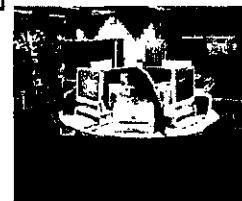
- ・ 定期的な出張相談
- ・ 大学等と連携した就職面接会の実施
- ・ 大学の就職支援担当者への支援
- ・ 保護者への啓發文送付



応募先の選定等就職活動の進め方についての相談を実施

### ② 中小企業とのマッチングの強化

- ・ ジョブサポーターの事業所訪問により、希望する人材像を把握し、個別に求職者を選定しマッチング
- ・ ジョブサポーターが訪問した企業の詳細情報をまとめた冊子の配布



求人検索コーナーでは、インターネットにより全国の学卒用の求人情報を提供

### ③ 就職までの一貫した担当者制支援の充実

### ④ 他地域での就職を希望する利用者への支援

### ⑤ 臨床心理士による心理的サポート

### ⑥ 求人開拓の強化

### ⑦ 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用による既卒者の就職促進



# 平成24年度高齢者雇用対策施策体系

## 主な取組の例

### ① 高齢者の安定した雇用確保



#### ● 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の 高齢者雇用確保措置の義務化

○ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合 47.9% (平成23年6月1日時点)

※ 改正高齢者雇用安定法を平成18年4月に施行。  
定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は老齢基礎年金の支給開始年齢の  
引上げに合わせて、平成25年度までに段階的に実施 (現在64歳)

※ 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止などを内容とする  
高齢者雇用安定法改正法案を国会に提出中 (平成24年3月9日国会提出)

#### ● 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進 (定年引上げ等奨励金の活用等)

○ 70歳まで働ける企業の割合 (※) 17.6% (平成23年6月1日時点)

※ 何らかの仕組みにより70歳以上まで働ける企業の割合

### ② 高齢者等の再就職促進



#### ● 高齢者等の早期再就職の実現 (試行雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金等の活用等)

#### ● 募集・採用時の年齢制限の禁止の周知・啓発

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

### ③ 多様な就業・社会参加の促進



#### ● シルバー人材センター事業による臨時的かつ短期的又は 軽易な就業機会の確保の促進

# 希望者全員が65歳まで働ける企業及び 70歳まで働ける企業の普及促進

## 施策の方向

### 希望者全員が65歳まで働ける企業及び70歳まで働ける企業の実現

現状：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合：47.9%（平成23年6月1日現在）

「70歳まで働ける企業」の割合：17.6%（平成23年6月1日現在）



目標：希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成25年の高年齢者雇用状況報告において**50%**以上かつ平成24年の高年齢者雇用状況

報告から**1.7%**ポイント以上上昇

「70歳まで働ける企業」の割合を平成25年の高年齢者雇用状況報告において**20%**以上かつ平成24年の高年齢者雇用状況報告から

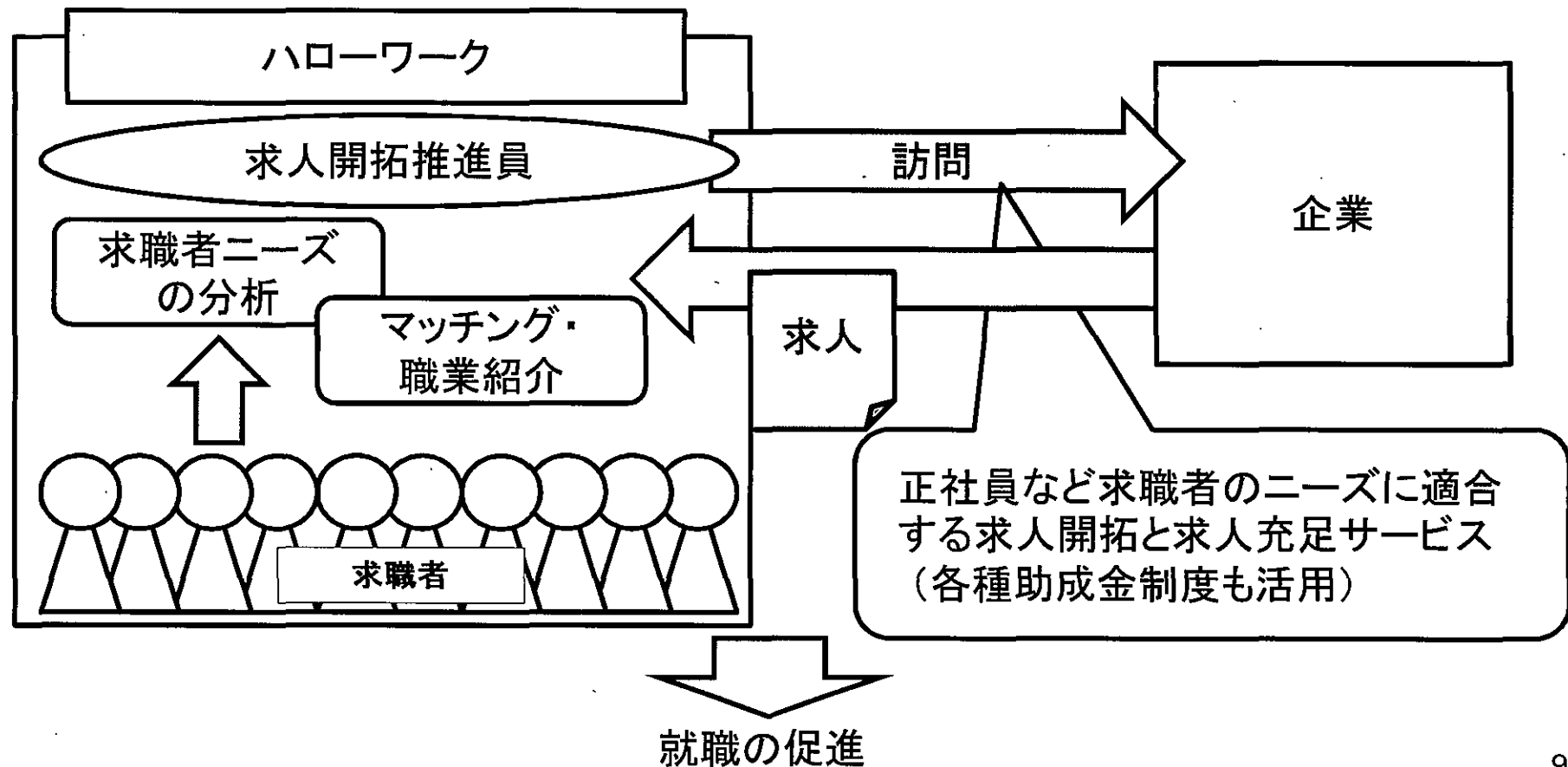
**0.8%**ポイント以上上昇

## 具体的な施策

1. 高年齢者の雇用に積極的な企業に対する公共職業安定所と高齢・障害・求職者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザー等の連携による希望者全員が65歳まで働ける制度及び70歳まで働ける制度の導入に向けた相談・支援の実施
2. 希望者全員65歳雇用確保達成事業の実施  
事業主団体等に委託し、希望者全員が65歳まで働ける制度の意義や制度導入に係る課題の解決方法等をセミナー等を通して企業に紹介することにより、希望者全員が65歳まで働ける企業の一層の普及を図る。
3. 定年引上げ等奨励金
  - ① 中小企業定年引上げ等奨励金（取組内容や企業規模に応じて、20～120万円）  
65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又はこれらの措置とあわせて高年齢者の勤務時間の多様化に取り組む中小企業事業主に対して一定額を支給する。
  - ② 高年齢者職域拡大等助成金（上限500万円）  
希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入にあわせて、高年齢者の雇用管理制度の構築や職域の拡大に取り組む事業主に対して助成することにより、高年齢者の良質な職場を創出する。
  - ③ 高年齢者労働移動受入企業助成金（対象者1人につき70万円（短時間労働者の場合は1人につき40万円））  
他の企業での雇用を希望する定年を控えた高年齢者を、職業紹介事業者の紹介により、雇い入れた場合、助成金を支給する。

# ハローワークにおける求人確保対策について

- ハローワークの求人確保の取組において、非正規求人からの転換も含め、正社員の求人確保を積極的に行い、正社員への就職を促進するとともに、求人事業者に対して求人充足サービスを実施する。
- 正社員求人数: 342万人(23年度)
- 求人開拓推進員配置人数: 1,625人(24年度)



# 就職支援プログラム事業の概要

## 1 趣旨・概要

早期就職の意欲が高い者であって、支援の必要性が高い求職者に対し、これらの者の離職後早期の再就職を図るため、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)を配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。

## 2 支援内容

- ① 原則として毎週1回面談を行い、セミナーの受講、求人への応募時期等今後の活動の進め方等について方向付けを実施。
- ② 担当する受給者の希望条件を丁寧に把握し、既存の求人の中からその求職者に合った求人を選定。条件に合うものがない場合は、求職者の情報を求人者に提供しつつ個別求人開拓を実施
- ③ 履歴書・職務経歴書の個別添削、面接シミュレーション

## 3 実績(平成23年度)

就職支援プログラム開始者数	152,700件
就職率	75.7%

## 4 配置人数(平成24年度)

就職支援ナビゲーター配置人数	869人
----------------	------

# マザーズハローワーク事業の概要

## 概要

### マザーズハローワーク (13箇所【平成18年度より設置】)

札幌、仙台、埼玉(※1)千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。子育て女性等(※2)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※1 19年度に設置された旧マザーズサロンの相談環境の整備を図るため、24年度よりマザーズハローワークとして所外へ独立設置。

※2 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズコーナー (160箇所【平成19年度より設置】)

○ 旧マザーズサロン(35箇所) ※平成24年度より名称を「マザーズコーナー」へと改定。  
マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに1箇所ずつ(19年度36県 → 24年度35県)設置。

○ マザーズコーナー(125箇所)  
事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワーク(20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所、23年度5箇所、24年度5箇所(設置予定含む))に設置。

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

- 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
  - ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施
- 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等
  - ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓
- 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供
  - ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等
- 子ども連れで来所しやすい環境の整備
  - ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
  - ・ 庁舎狭あい等で上記の設置が困難な所について、既存の職業相談窓口で地域のマザーズ向け求人や子育て関連情報を提供しながら職業相談・紹介を行えるよう拡張整備(30箇所)
- マザーズコーナーの体制強化
  - ・ キッズコーナーの安全監視員の配置拠点を増やし、相談体制を強化
- 求人企業への面接時における一時預かりの実施
  - ・ マザーズハローワークでの紹介面接時に、一時預かりを実施

# 求職者支援制度について

## 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
    - ・ 訓練を受講する機会を確保するとともに、
    - ・ 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
    - ・ ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
- 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

## 対象者

- 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者  
具体的には、
  - ・ 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者
  - ・ 雇用保険の適用がなかった者
  - ・ 学卒未就職者、自営廃業者等

が対象

## 訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。
- 訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

## 給付金

- 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(所定の額))を支給。
- 不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティあり。

## 訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。